



あいづ

[発行] 自治労

福島県本部会津総支部

[所在地] 会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

[連絡先]

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

人事院勧告・県人事委員会勧告の概要（比較）

区分	県人勧	国人勧
給与	<ul style="list-style-type: none"> ▶民間較差 0.21% (783円) ▶初任給を中心に若年層の給料月額を引上げ ▶平均改定率 0.23% 	<ul style="list-style-type: none"> ▶民間較差 0.23% (921円) ▶初任給及び若年層の俸給月額を引上げ ▶平均改定率 0.3%
一時金	<ul style="list-style-type: none"> ▶0.1月分 ▶民間の支給状況等を踏まえ期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月配分（注1） ▶年間4.25月⇒4.35月 	<ul style="list-style-type: none"> ▶0.1月分 ▶民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分 ▶年間4.30月⇒4.40月
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶宿日直手当：支給額を対象職員の給与の状況を考慮して改定 ▶通勤手当：最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ検討が必要 ▶定年引上げ：60歳を超える職員の給与については、給料月額7割措置等、国家公務員の給与の取扱いを考慮の上、適切な措置を講ずる必要 <p>（注1）再任用職員の期末手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、支給月数を0.05月分引き上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶博士課程修了者等の初任給基準の見直し（来年度から） ▶テレワークに関する給与面での対応：光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について具体的な枠組みを検討 ▶社会と公務の変化に応じた給与制度の整備：次の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取り組む <p>①若い世代の誘致・確保②積極的な中途採用、機動的で柔軟な配置・登用のニーズ③採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化 他</p>

秋 闘

県人勧の概要と特徴点

国人勧・県人勧の内容を精査しよう！
当局交渉へ向け、学習を強化しよう！



▼去る8月8日に人事院は、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

▼これに引き続き、10月5日に福島県人事委員会が、県議会と県知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

▼まず、この2つの勧告の概要について違いを見てみましょう。

▼民間較差は、県人勧の方が0.02ポイント少ないというのは、一目瞭然です。これに伴い、平均給与改定率（全体）も少なくなっています。

▼最も重要なのは（大きな違いは）、一時金改定分の配分方法です。国人勧では「勤勉手当のみに配分」としているのに対し、県人勧は「期末手当と勤

当面の日程

- 10月14日（金）
10:00～県本部定期大会（パルセいいざか）
- 10月20日（木）
18:30～総支部単代会議（北会津公民館）
- 10月27日（木）
13:00～連合福島年次大会（福島GP）

勉手当の両方に配分」としています。何れも、「民間の支給状況等を踏まえて」の対応ですが、現時点（10月12日）で、他県においてこのような勧告を行っているところは確認できていません。福島県

秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！

の他は、国人勸同様に「勤勉手当のみに配分」となっています。これまでの勧告においては、一時金の改定で、「減らす時は期末手当」で「増やす時は勤勉手当」で行われており、勤勉手当の支給がない再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、にとつては「踏んだり蹴ったり」の状況でした。

▼今回の県人勸においては、一時金0.1月分の改定を期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月配分することになります。これに伴い、再任用職員や任期付職員も期末手当が0.05月分増えることとなります。

この点については、県人事委員会は国人勸に準拠しなかった訳ですが、評価に値するものだと思います。

▼しかしながら、表面の比較表に記載したように、そもそも一時金の支給月数に違いがあります。改定後で、国は「40月」。福島県は「4.35月」で、

0.05月少ないままです。



▼以上のような状況を踏まえて、今秋闘の課題・交渉のポイント等を何点か記載したいと思います。なお、この内容は、県本部から示されているものではなく、「総支部事務局の見解」としてとらえてください。

○給与・一時金とも、ただちに県人勸通りに改定を行うこと。特に、一時金改定については、県人勸通りに期末手当・勤勉手当にそれぞれ配分すること。

○人材確保の観点から、初任給を県職員と同水準とすること。

○一時金の支給月数を国に合わせる（県へ要請を行うこと）。

○再任用職員、任期付職員と同じく、会計年度任用職員にも期末手当0.05月の配分を行うこと。

○定年引上げに伴う職員への説明スケジュールを示すこと。なお、説明会等開催にあたっては、今年度退職予定者だけではなく、広く参加を募ること。特に退職間近の予定者については、十分な検討期間が確保できるように日程調整を行うこと。



県知事選挙推薦状況

▼既に新聞報道等でご存知と思いますが、任期満了に伴う第22回福島県知事選挙が明日（13日）告示され、現職・新人4人の選挙戦に突入します。

▼自治労県本部では、3選を目指す現職の『内堀まさお（58）』の推薦を決定しています。なお、各単組における推薦決定状況については、単組役員の方へお問合せください。

▼投票票は30日となっています。皆さん、期日前投票制度を有効に活用し、忘れずに投票しましょう。



編集後記

▼秋が深まってきました。いつの間にか、今年も残すところ2か月半。早いですね。

▼さて、過日、自治研（地方自治研究）全国集会（静岡）に参加してきました。1日目が全体集会、2日目が分科会で「自治体DX」に参加しました。人口減少社会を見据えた自治体業務の標準化（デジタル化）待ったなしの状況です。皆さんの職場では、全職員対象の説明会の開催はありましたか？デジタル化へ向けた取り組みは全庁的に行われていますか？今後、組合としても大変重要な課題となってくると思います。

（坂内）



《自治労共済掛金試算QRコード》

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」
①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済（新制度）

